

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
令和2年9月4日
- 2 通知のあった日
令和2年11月4日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 職員厚生課
 - イ 監査委員の報告の内容
県職員宿舍及び寮の管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後発生しないように対策を講じられたい。
(内容)
消防法により定められた消防設備点検結果の報告及び防火管理者の選任・解任の手続きがなされていなかったもの。
・消防法第17条の3の3、同法第8条第2項
 - ロ 措置の内容
未報告であった消防設備点検結果報告及び防火管理者選任等届出については、それぞれ所管の消防署に処理方法を確認の上、指示を受けた時期に提出を行った。
今後は消防法や関係法令の把握・遵守に努め、担当者が異動の際に報告や届出時期の失念が生じないよう適切な引き継ぎを行うとともに、届出が必要な事項や報告年次等をリスト化し、引継書と合わせて共有を図ることで適正な事務処理に努める。
 - (2) 税務課・地方税徴収対策室
 - イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。
(内容)
・令和元年度収入未済額
現年度分 1,333,372,737円
過年度分 1,939,786,737円

合 計	3,273,159,474円
・平成30年度収入未済額	
現年度分	1,213,067,263円
過年度分	1,978,211,183円
合 計	3,191,278,446円

ロ 措置の内容

令和元年度については「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和元年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

特に、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税については重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理協働支援チームを設置し、職員併任制度の活用による徴収技術のスキルアップや、住民税徴収対策会議における研修会や事案検討会の開催など、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、庁内各課室と連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。

個人県民税以外の税目については、徴収困難な事案の割合が高くなっていることから、滞納繰越分について滞納処分を前提とした取組を徹底するとともに、担税力の乏しい者に対しては納税の緩和措置を適用する等により収入未済額の縮減を図った。

しかしながら、年度末に繰越となった徴収猶予額が平成30年度に比べ約1億6千万円多かつたため、令和元年度収入未済額は約32億7千万円と平成30年度から約8千万円の増加となった。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減により納付が困難となる納税者等の増加が見込まれることから、滞納処分を徹底していくとともに、生活困窮者に対する納税の緩和措置にも適切に対応し、収入未済額の縮減に取り組む。

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

旅費、需用費、負担金及び労働保険料において、支払、精算及び返納の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 1 需用費、旅費及び労働保険料について、支払遅延があったもの。
 - ・件数 4件
 - ・金額 119,173円
- 2 負担金について、精算及び返納遅延があったもの。
 - ・件数 1件
 - ・金額 3,000円

ロ 措置の内容

会計事務の適正化のため、担当職員に業務が集中しないよう業務分担を見直したほか、課室共有の支払一覧表の作成や会計カレンダーの活用等により、業務の進捗状況等を確認していたが、支払等の遅延を防ぐことができなかった。

このことから、以降は、更なる業務分担の見直しを行うとともに、定期的なシステム出力帳票の確認や、所属内及び庶務担当班内の打合せを行い、再発防止策の実施徹底、会計ルールや留意事項の共有、相談・報告しやすい職場環境づくりを図っている。

さらに、負担金等の資金前渡金については、定期的に通帳を記帳し、上司による残高等の確

認を行うとともに、イントラネットのスケジュール機能活用により、各手続の期限や処理状況
を関係職員で共有・確認し、管理の適正化に取り組んでいる。

(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済を
解消する取り組みについて評価するものの、なお、収入未済があったので、収納促進と
適切な債権管理を図られたい。

（内容）

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 37,623,954 円
過年度分 689,233,379 円
合 計 726,857,333 円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 26,171,075 円
過年度分 663,891,304 円
合 計 690,062,379 円

ロ 措置の内容

平成24年度以降、特別納付金の適正な管理と収入未済額縮減のため、不動産、銀行預
金、生命保険等の財産調査と所得調査を実施し、不動産や銀行預金等の差押えを行うな
ど、時効の中断と計画的な回収に努めている。

前年度の債権回収取組強化の結果、これまで特別納付金の納付に全く応じなかった3人
の債務者が昨年12月から順次、分納を開始し、納付継続のフォローアップを通じて今年度
も遅滞なく分納が継続されている。

また、資力が認められた債務者について、財産調査の拡充により把握した生命保険解約
返戻金支払請求権を本年3月に差し押さえ、5月に差押取立額約2,160万円を回収した。

今後も徹底した財産調査を継続し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めるととも
に、当該差押えにより分納を中断している資力が認められる債務者や唯一納付に応じない
法人債務者について、差押えなど適切に滞納処分を行い、時効中断を図っていく。

(5) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発
しないように対策を講じられたい。

（内容）

市町村から提出された補助金の請求書について、担当者不在等により支出処理が行わ
れないまま、未払となったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 7,379,000円

ロ 措置の内容

法定受託事務に係る補助金・交付金に係る事務手続の進捗状況を管理する一覧表を作
成し、庶務担当班も含めた複数の職員において事務手続の進捗状況を管理できる体制を
整え、再発防止のための管理を徹底することとした。

なお、未払となっていた補助金については、関係市町村に対して令和2年3月16日に支払いが行われた。

(6) 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室

イ 監査委員の報告の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等，児童保護費，児童扶養手当給付費返還金及びさわらび学園費において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 6,165,251 円
過年度分 62,953,845 円
合 計 69,119,096 円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 8,327,774 円
過年度分 71,168,128 円
合 計 79,495,902 円

2 児童保護費

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 2,628,710 円
過年度分 14,127,328 円
合 計 16,756,038 円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 2,883,068 円
過年度分 13,010,680 円
合 計 15,893,748 円

3 児童扶養手当給付費返還金

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 167,440 円
過年度分 14,070,420 円
合 計 14,237,860 円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 1,295,370 円
過年度分 13,729,660 円
合 計 15,025,030 円

4 さわらび学園費

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 110,000円
過年度分 222,800円
合 計 332,800円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 0円

過年度分	389,000円
合計	389,000円

ロ 措置の内容

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、各取組を実施してきたところである。

今年度においては、8月の保健福祉事務所長会議で収入未済の現状と課題について説明し、収入未済額縮減に取り組んでいただくよう改めて周知した。

また、貸付金担当者会議において、知識の共有を図るとともに、アプローチ方法を検討しながら、縮減に向けた取組をより一層強化していく。

2 児童保護費

収入未済縮減にあたり児童相談所に対して次のとおり助言した。

なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

- (1) 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入の必要性について十分説明を行い、理解を得ることを徹底すること。
- (2) 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。
- (3) 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。
- (4) 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。

3 児童扶養手当給付費返還金

特別滞納整理期間（夏季及び冬季）を設け、令和2年度においても、8月に集中督促を行い、一括での返還が難しい債務者には、分割納入や債務承認書等の説明・手続きを行った。

また、市町村と連携して支払差止の処理を行うなど、返還金発生未然防止に努めた。

4 さわらび学園費

収入未済縮減にあたり、さわらび学園に対して、新規に措置するケースにおいては入園時に立ち会う保護者へ負担金の納入義務について丁寧に説明することにより納入の必要性を意識付けさせるとともに、滞納が発生した場合には、電話や督促状による早期納入の指導や家庭訪問の実施のほか、必要に応じて分割納入を指導するなど個々の事情に合わせた納入促進対策を行うことなどを助言した。

なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

(7) 障害福祉課・精神保健推進室

イ 監査委員の報告の内容

報酬、報償費、旅費、需用費及び委託料において、引き続き支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 1 報酬、報償費、旅費及び需用費について、60日以上支払遅延があったもの。
 - ・件数 11件
 - ・金額 778,960円

2 委託料について、3か月以上の支払遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 3,757,600円

ロ 措置の内容

支出予定日の共有や会計管理表による未支出案件の可視化、定期的な確認の頻度増等により、複数の職員によるチェック体制を強化するなど、会計処理に係る管理体制を改め、再発防止に努める。

(8) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室

イ 監査委員の報告の内容

広告掲載収入及び違約金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

県印刷物の広告掲載収入について、督促及び違約金の徴収を行っていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・広告掲載料 100,000円
- ・違約金額 421円

ロ 措置の内容

未徴収であった違約金は令和2年7月末に納入された。

今後は、管理表を作成し、週初と週末に担当・班長・総括の3者で状況を確認するとともに、未納案件に対しては電話等で納入を促し、完了まで継続することを徹底していく。

(9) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額

現年度分	11,945,606円
過年度分	0円
合計	11,945,606円

ロ 措置の内容

本件については、奨励金交付事業者に対し、延滞金の全額一括返済を求めることとしており、これまで、事業者を訪問し、一括返済を直接要請しているほか、県顧問弁護士から債権回収に係る法的手法について助言を得ている。

今後は、事業者の財務状況を注視しつつ、法的手法を含めた債権回収手段について検討を進める予定である。

(10) 国際企画課

イ 監査委員の報告の内容

受託事業収入において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

企業局から受託したみやぎ産業交流センター西館及び仙台港国際ビジネスサポートセンターに係る平成31年度計画更新及び修繕工事の費用について、覚書に基づく負担額の調定を行っていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 3,057,000円

ロ 措置の内容

予算措置状況及び覚書の内容に応じた適切な調定期間について、担当のみならず複数の目で点検・確認し、適正な執行に努める。

(11) 森林整備課

イ 監査委員の報告の内容

補助金の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 1 森林病虫害防除事業及び温暖化防止森林づくり推進事業について、一部の交付先に対し事業完了後に遡及して交付決定を行ったもの。
 - ・件数 18件
- 2 森林病虫害防除事業について、一部の交付先に対し事業完了後に交付決定を行ったもの。
 - ・件数 1件
- 3 温暖化防止森林づくり推進事業について、令和元年11月11日に実績報告書の提出があったにもかかわらず、令和2年3月4日に額の確定を行ったもの。
 - ・件数 1件

ロ 措置の内容

補助事業の進行管理表を担当班内で共有するとともに、遅延事務の有無について、定期的に確認するよう改善を図った。

また、進捗状況については、管理職へ報告し、組織で共有するとともに、必要に応じて業務分担の調整等を行いながら、事務処理の遅延防止に努めている。

(12) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- 1 県営住宅使用料
 - ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 18,316,075円
 - 過年度分 22,071,119円
 - 合 計 40,387,194円
 - ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 16,071,270円
 - 過年度分 23,057,109円

- | | |
|---------------|-------------|
| 合 計 | 39,128,379円 |
| 2 特定公共賃貸住宅使用料 | |
| ・令和元年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 325,500円 |
| 過年度分 | 0円 |
| 合 計 | 325,500円 |
| 3 県営住宅駐車場使用料 | |
| ・令和元年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 1,859,700円 |
| 過年度分 | 1,423,650円 |
| 合 計 | 3,283,350円 |
| ・平成30年度収入未済額 | |
| 現年度分 | 1,553,350円 |
| 過年度分 | 1,409,200円 |
| 合 計 | 2,962,550円 |

ロ 措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施している。県住宅課職員も戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（平成 28 年度～令和 2 年度）」の取組方針を基本としつつも、滞納状況の変化への対応も重要と考え、初期滞納者への早期対応を強化し、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

毎月開催する公社との連絡調整会議において、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対する早期の対応を指示している。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、もしくは未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門の連携が重要になるため、連携を密にするよう指示している。

滞納が長期化している案件については法的措置による厳正な対処を前提に、対応方針について個々に協議及び検討し、対策を講じている。

(13) 会計課・会計指導検査室

イ 監査委員の報告の内容

法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

市町村から提出された補助金の請求書を見落とし、未払となったもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 36,409,000円

ロ 措置の内容

未払いとなった国庫補助金は、国への依頼・協議の結果、令和 2 年 4 月末に、全額支払いが完了した。

国費担当課と会計課間で請求書等の受け渡しを確実にを行うために、請求書一覧表の作成や、

請求書が複数ある場合には付箋を貼付するなど、受け渡し方法のルール化を行った。

また、国庫金の会計システムから出力される「支出決定未済一覧表」を活用し、会計課・国費担当課相互で未支出の状況を共有し支出漏れの防止を図った。

引き続き複数職員によるチェック体制の徹底に努めていく。

(14) 福利課

イ 監査委員の報告の内容

予算執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

教職員の退職手当所要額の見込み違いにより、予算が不足し最終補正予算成立後に他課から多額の予算流用を行ったもの。

- ・最終予算額 12,540,000,000円
- ・退職手当所要額 12,671,093,016円
- ・予算不足額 131,093,016円
- ・予算流用額 131,093,016円

ロ 措置の内容

令和元年度の最終補正予算編制後に見込みを上回る退職の申出があり、予算が不足したため、最終補正予算成立後に流用により対応したもの。

今後退職手当額を見込む際には、1人当たりの算定額を見直すなど、適切な予算確保に努めていく。

(15) 高校教育課・宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 88,029,273円
 - 過年度分 253,272,894円
 - 合 計 341,302,167円
- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 96,062,797円
 - 過年度分 221,435,025円
 - 合 計 317,497,822円

2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 128,000円
 - 過年度分 755,000円
 - 合 計 883,000円

・平成30年度収入未済額	
現年度分	0円
過年度分	983,000円
合 計	983,000円

ロ 措置の内容

各貸付金において、償還金の収入未済額を縮減するため、未納者に対して督促状を毎月送付するとともに、これに応じない者には、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに6か月以上未納状態が続いている者に対しては、連帯保証人宛てに未納額総額を記載した納付催告書の送付や自宅訪問を行った。また、所在不明等による回収困難案件の一部について、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組の強化を図った。

なお、生活保護受給者などの経済的困窮者や、大学進学などにより償還が困難な者に対しては、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生の抑制に努めた。

令和元年度において、過年度の収入未済額のうち、高等学校等育英奨学資金貸付金償還金については 64,224,928 円、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金については 228,000 円をそれぞれ回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後は、これまでの取組に加えて、連帯保証人への催告書の送付対象を6か月以上の滞納者から2か月以上の滞納者へ拡大することや未納が初期段階にある者に対するの架電督促を強化するなど、引き続き収入未済額の縮減に努めていく。

(16) スポーツ健康課

イ 監査委員の報告の内容

指定管理者の選定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

宮城県長沼ボート場及び宮城県ライフル射撃場の指定管理者を選定する際に、納税義務等の確認を充分に行わないまま選定していたもの。

ロ 措置の内容

これまで、指定管理者の選定に当たっては、申請の際の確認書類として、納税義務がないことの申立書の提出を求めてきたところである。行政からの委託事業は、収益事業となる請負業に含まれるため、法人税の対象になることや消費税法上の課税売上として扱われることなどを十分に理解・認識した上で申請資格の審査を厳正に行うとともに、審査要件の有無を確認する職員の税法上の知識の習得に努め、再発を防止していく。

(17) 県警本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 損害賠償金

・令和元年度収入未済額	
現年度分	3,080,000 円
過年度分	25,293,734 円

合 計 28,373,734 円

- ・平成 30 年度収入未済額
現年度分 4,890,240 円
過年度分 20,565,494 円
合 計 25,455,734 円

2 放置違反金

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 2,207,500 円
過年度分 3,086,000 円
合 計 5,293,500 円
- ・平成 30 年度収入未済額
現年度分 2,532,000 円
過年度分 3,224,000 円
合 計 5,756,000 円

3 延滞金（放置違反金に係る延滞金）

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 163,300 円
過年度分 468,300 円
合 計 631,600 円
- ・平成 30 年度収入未済額
現年度分 182,200 円
過年度分 507,500 円
合 計 689,700 円

ロ 措置の内容

1 損害賠償金

(1) 電話による納付促進

電話による納付催促を実施した。

(2) 分割納付・一部現金による債権の回収促進

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、分割納付及び一部現金による納付催促を実施した。

(3) 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

2 放置違反金及び延滞金

(1) 戸別訪問による現金徴収（自主納付）の強化

督促後の所在不明者、連絡不能者に対しては綿密な調査を徹底して所在を把握し、積極的に戸別訪問を実施して自主納付を促し、現金徴収を行った。

(2) 電話催促による自主納付の促進

督促後の滞納者に対しては、電話催促専任の会計年度任用職員 2 名による早期かつ反復した電話催促を実施し、自主納付を促した。

(3) 滞納処分の実施

再三の催促に応じない滞納者については、財産調査を徹底し滞納処分として預貯金債権の差押えを実施した。

